

N・ヴィジャイ・ジャガナタン著

『発展途上国における
非公式市場』

N. Vijay Jagannathan, *Informal Markets in Developing Countries*, オックスフォード, Oxford University Press, 1987年, 139ページ

中 西 徹

I

先進経済地域を対象とした経済分析の枠組をそのまま低開発経済へ適用することは不可能である。発展経済学においては、当該国の研究者にあっても、決して帰属社会とはいえないような農村地域や都市スラムなどの特殊な文化的社会的慣習や経済構造をもつ地域に関する分析を避けて通ることはできない。社会学、文化人類学、政治学などの隣接学問領域の理論的、実証的諸研究をふまえたうえで、実態調査と演繹的推論を繰り返しながら仮説体系を組立てるという作業が必要にして不可欠とされる所以である。しかしながら、既往の研究がはたしてこのような手順をふまえてきたかどうかについては疑問が残る。それは、しばしば、論理的整合性を重視する立場から地域的特性を捨象した先進国型の理論の適用に終始するものになるか、そうでない場合には、地域の特殊性に固執するあまり経済理論へのフィード・バックを無視しがちであったとはいえないであろうか。

このような発展経済学の現状にあって、本書は、低開発諸国の国民経済に大きな比重をもつ非公式な経済部門を主たる対象として、その理解のための新たな分析枠組を提示しようとするものである。低開発社会経済に象徴的な諸問題とそこに貫徹する論理の解明に焦点をあてた意欲的な理論的研究といえよう。

本書は次の9章から構成されている。

- 第1章 未組織市場の論理
- 第2章 非公式な財産権・生産・市場交換
- 第3章 社会的資産の理論に向けて
- 第4章 農村契約
- 第5章 都市インフォーマル部門の分類
- 第6章 非公式契約と市場構造
- 第7章 社会的資産と農村都市間労働移動
- 第8章 発展途上国における腐敗の構造

第9章 レント追求型社会への政策介入

以下では、IIからIVで各章の概要をまとめ、Vでいくつかの論点について評者なりのコメントを加えることにする。

II

第1章と第2章は本書の序論にあたり、基本的分析概念と理論的枠組の説明にあてられている。低開発諸国においては、情報の不完全性などによる諸問題を回避する手段として、暗黙の (implicit) あるいは非公式な契約が用いられる。顧客関係の確立による取引安定化や同業者集団による参入阻止から当事者はレントを得る。生産・交換過程のみならず、社会的行動諸関係 (behavioral relations) においても資産が創出されるのである。この無形資産 (intangible assets) は、社会諸制度が未発達な低開発経済社会にあって、多くの場合、生産的な資産である (social assets)。ここで、通常の所有権に不可欠とされる財産の排他的所有と自由な譲渡という特徴は、その非公式な財産権 (informal property rights) の必要条件ではない。この資産はしばしば私的所有ではなく集団所有の形態をとる。法的諸制度外で規定された慣習による自己制裁 (self-policed) 措置が契約に内部化 (internalized) されている。原則的に契約者すべてがそれを生産的手段として利用することができる。自由な譲渡も保証されない。

このように非公式な財産権は社会的行動諸関係にもとづく非公式な契約によって生じる。この社会的行動諸関係には垂直的交換と水平的交換の2つの形態がある。前者は、危険負担、情報の不完全性、脆弱な法的諸制度などの要因から生じる不確実性を回避することを目的としたパトロン＝クライアント関係であり、そこでは当事者にタイド・レント (tied rents) が生じる。後者は非公式な契約によって経済外部性にもとづく便益を追求する集団的行動であり、当事者はレント追求 (rent-seeking) 機会を専有する。

これらの社会的行動諸関係にもとづく契約は、主として都市フォーマル部門にみられる(1)単純双務 (simple bilateral) 契約、(2)単純多角 (simple multilateral) 契約、農村部門と都市インフォーマル部門にみられる(3)一般双務 (general bilateral) 契約、(4)一般多角 (general multilateral) 契約の4つに分類される。ここで、単純双務契約は、財貨・サービスの質・価格をシグナルとしたその場その場の二者間取引を意味する。この契約が一経

済主体と他の多くの経済主体との関係に拡張されたものが単純多角契約である。これらの契約は通常の新古典派経済学の枠組における取引関係であるといえる。他方、一般双務契約とは、親族関係やカースト制度など取引に直接関係のない要因が介在する二者間契約をいう。この契約は危険回避の手段として用いられる。一般双務契約が当該集団のすべての構成員の相互に成立するとき、これを一般多角契約と呼ぶ。一般多角契約の特徴は、集団の利害が構成員個人の利害とは対立しない（個別誘因適合性が成立する）点にある。その契約では集団がすべての構成員の危険負担の役割を果たしている。仲間内の情報は完全であり、「ただ乗り」の問題は生じにくい。

III

第3章以降においては、本書の鍵概念である非公式な契約の理論が展開され、低開発諸国のさまざまな経済事象がこの理論によって説明されている。

第3章では、非公式な契約関係の形成要因とその過程が分析される。非公式な契約関係には低所得者層の安定的所得稼働機会を保障するメカニズムが内在している。この契約が結ばれる背景としては、繰返し行なわれる経済主体間の市場交換、新技術の浸透や情報の不完全性から社会的行動諸関係を保守する慣習、公的諸制度の脆弱性などが挙げられる。

市場原理の浸透前には、伝統的な社会的価値規範が経済主体間の社会的行動関係の条件となり、この規範によって社会が成立している（伝統的要因）。それは、すべての経済主体に体化（personalized）されており、不法行為に対する自己制裁措置がその社会に内在することによって制度化されている（institutionalized）。そこで結ばれる契約形態は伝統的要因にもとづく垂直的二項関係（パトロン＝クライアント関係）が支配的である。やがて、市場原理が浸透すると従来の伝統的な価値規範は溶解するが、パトロンには不確実性下の危険プールを目的とする新たな契約が必要になる。この結果、経済的要因にもとづく新たな非公式な制度が出現する。伝統的なパトロン＝クライアント関係が一般双務契約ないしは一般多角契約にもとづく関係に移行するのである。

ここで、非公式な契約過程で生じる取引費用には注意を要する。この契約は法的諸制度を通さずに当事者間で結ばれるものであり、そこには制裁規定が内在している。この場合の取引費用は、コース流のそれとは異なり、しばしば無視し得るほどのものである（注1）。

第4章では低開発諸国の農村経済構造が議論される。農村開発の進展によって伝統的な互惠関係が瓦解し、村落に新しい複雑な契約関係にもとづき労働・土地・信用の各市場が相互連関する連結市場（interlocked markets）が現われた。農民は、見返りとして地主から消費信用が保証されるため、しばしば地主と結託して開発資金獲得を目的としたロビー活動を行ったり、農業政策に対する団体行動をとる。村落には地主と農民の政治的団体行動による稼働便益を当事者間に分配する非公式な契約のメカニズムが存在する。村落は各構成員に行政的な外部経済を享受させる非公式な組織としての側面をもつのである。

このような農村の労働市場において、地主の問題は土地集約的な近代農業技術の採用から生じる生産リスクの極小化、すなわち良質な労働の安定的確保であるといえよう。村落間では労働の質に関する情報収集コストは著しく高いが、村落内では一般多角契約のネット・ワークを利用してその情報を容易に入手できる。農民が有する情報、村落が持つ行政的な外部性、一般的多角契約（農繁期の労働交換など）による「ただ乗り」の問題の解決も地主の関心事となる。他方、農民は安定的雇用と農村賃金変動を緩和する消費信用を地主に期待する。この信用は貸手の地主にとっては投資収益が期待できないばかりでなく債務不履行の危険性が高いが、農民に賃金を前払いするという契約が結ばれる。

また、著者は農村における賃金格差の原因を検討している。農民には時間、社会的行動諸関係、肉体的条件、地理的諸条件の人的資源が不平等に賦存する。著者はこの賦存条件によって異なる労働契約、したがって賃金格差が生じると論じている。

第5章では、農村のような非公式な組織が存在しない都市インフォーマル部門の経済活動が分析されている。この部門は雑業層からなる自営業（周辺部門）と未組織労働市場（零細規模製造業：中間部門）の2つのシステムによって特徴づけられる。著者は、自営業について、一区域を「縄張り」（territory）とする物売りをとりあげ、この物売りが他地区を縄張りとする同業者と非公式な契約を結ぶことによって潜在的な競合者を排除することを目的とした集団の行動をとり、レントを専有するというモデルを提示する。

他方、零細規模製造業の労働市場においては新規参入者が職を得るのは容易なことではない。需給両面の諸要因によって労働市場の分断がみられるためである。労働者は、しばしば都市インフォーマル部門自営業と密接な

関係をもつので、何らかの非公式な契約を非公式な集団との間に結んでいる。雇主は、生産リスクが大きく労働の質の情報には高い費用がかかるため、社会的行動諸関係を通して情報を得て労働市場を内部化しようとする。したがって、農村とは異なり消費信用を得るのも容易ではない。講のような非公式な金融市場からの借入れも十分なものではなく、農村のように雇主からの信用を得るにしても社会的行動諸関係が必要となる。こうして、著者は次のような都市インフォーマル部門に内在する貧困の悪循環を指摘する。すなわち、社会的なネット・ワークに接近することができない新規参入者は都市インフォーマル部門に就業することはできず、都市部における物価水準の高さから、彼らの基本的必要は満たされない。栄養不足のために日雇い労働市場にさえ参入することができなくなり貧困状態は悪化するのである。さらに、著者は、住宅市場においては新古典派的な単純双務関係が支配し、スラムにおける家主はしばしば店子を搾取していることを述べ、都市インフォーマル部門の生活水準はしばしば農村を下回っていることを指摘する。

以上の議論を前提として、章末では、都市化の分散＝農村における工業振興政策を提言する。都市インフォーマル部門の製造業分野を農村に移転させることによって農村都市間労働移動を抑制し、都市化の諸問題を解消することができるというのである。

第6章では、都市インフォーマル部門における非公式な単純双務・多角契約が議論される。都市インフォーマル部門企業と多数の買手の間に繰り返し取引が行なわれるとき、単純多角契約が成立する。企業の「暖簾」(goodwill)はこの契約によって生まれる無形資産の典型的事例といえよう。一般諸契約との比較において特徴的な点は、企業は単純多角契約にもとづくレントの発生が見込まれると広告、品質向上などのための投資を行なうことである。したがって、この過程で投資を行なえない都市インフォーマル部門企業は駆逐される。

通常、都市インフォーマル部門の単純双務関係は社会的資産を生み出さないが、労働市場においてはしばしばこの契約関係が非公式な財産権を創出する。まず、熟練労働者の労働市場は新規参入者にとって競争的であるが、労働者選抜は教育水準によるため、高学歴者は非公式な財産を所有することになる。企業側は彼らの転職を阻むために職場での待遇を改善するし、労働者側も同窓者関係や労働組合を利用して、高学歴によって生み出される特権的レントを保守する。他方、未熟練労働者の労働市場においては、企業側にとって労働の回転費用はネグリジ

ブルであるが、労働者にとって同種の職に就業することは情報コストの高さから困難である。彼らは労働組合を利用して現在の職を保守しようとする。

さらに、著者は、買手・売手双方の保有資産による交換形態から、新古典派的市場、将来の財産権に関する契約、物々交換、レント追求活動、互惠、労働市場に市場諸制度を分類して、この理論をオリバー・ウィリアムソン流の管理機構(governance structure)において位置づけている(註2)。

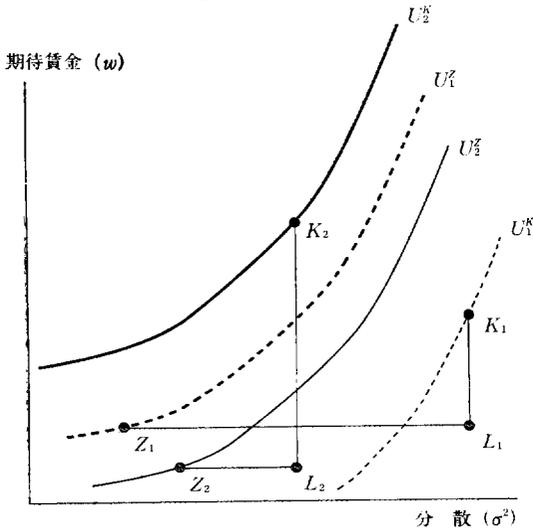
IV

第7章は社会的資産を対象とした資産選択理論の農村都市間労働移動への適用である。著者は、農村都市間労働移動を、貧農による移動、富農による移動、都市近郊農村における還流現象の3つのタイプに分類したうえで、ハリス＝トドロ・モデルは富農の労働移動以外の説明ができないとして批判し、平均分散(mean-variance)モデルを用いた分析枠組を提示する。

著者の想定する都市経済はインフォーマルとフォーマルの2部門からなっている。都市インフォーマル労働市場には教育水準などの高い参入障壁が存在し、貧農が就業することは不可能である。社会的行動諸関係という資産を保有していないのであれば、貧農にとっては都市インフォーマル部門に接近することも容易ではない。この条件の下で、潜在的移住者(農民)は、農村、都市それぞれにおける期待賃金率(資産の収益)とそのリスク(期待賃金率の分散)の比較によって、移動意思決定を行なう。以下の各図において、縦軸は期待賃金率、横軸はその分散を示している。点Kと点Zはそれぞれ、都市、農村におけるこれらの指標の組合せである。また、この座標軸に示した潜在的移住者の無差別曲線は右上がり右下に向かって凸の曲線となる。

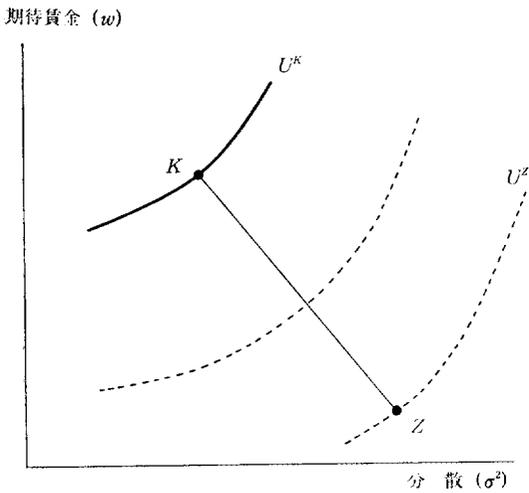
第1図において貧農が直面するトレード・オフ関係は逆L字型K-L-Z線によって示されており、農村居住か都市移住の二者択一の選択が与えられている。意思決定の際、社会的行動諸関係によって都市インフォーマル部門の雇用が保証されるかどうかが決定的な意味をもつ。初期条件が (K_1, Z_1) で与えられる場合には貧農は農村に留まるが、 (K_2, Z_2) の場合には移住することになる。富農の移動意思決定はハリス＝トドロ・モデルと解釈される(第2図)。この場合の都市期待賃金率の分散は低く、トレード・オフ線は右下がりのK-Z直線になる。第3図に示される還流現象のトレード・オフ線は右

第1図 貧農の場合



(出所) 評者作成。

第2図 富農の場合

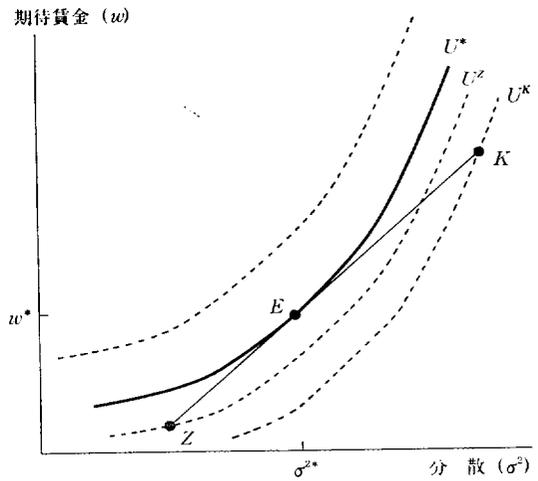


(出所) 評者作成。

上がりの $K-Z$ 直線であるが、潜在的移住者の最適労働配分は点 E において達成される。農民は、期待賃金率が、 w^* 、分散が σ^{2*} となるように農村と都市での労働時間を配分することになる。さらに、農村部門における技術革新や農村との紐帯の断絶が農村都市間労働移動の意思決定に及ぼす影響もこのモデルによって分析されている。

第8章では、腐敗構造が非公式な契約過程の理論によ

第3図 選流現象の場合



(出所) 評者作成。

って説明される。低開発諸国の腐敗とは、レント追求機会と横領機会という行政機構内の非合法的な所得稼得機会の組織的な利己的専有である。レント追求機会は、行政サービスや開発計画の超過需要から生じる受益者側の贈賄行為にもとづく。他方、横領機会は国家主導の開発計画（行政の開発機能の側面）において多くみられる。地方官吏は、プロジェクト内容に関する受益者との間の情報の非対称性を利用して、公共事業の入札の際に公金を横領することができる。こうした行政機構における所得稼得機会はしばしば無形の財産権となる。(1)官吏の契約企業経営参加、(2)行政機構における垂直的な命令形態の利用、(3)親族関係などの狭小な社会的ネット・ワークの利用によって、非公式な契約関係は内部化され、非公式な資産となり得るからである。また、著者は、このような状況の下において官職の市場が成立し、官職が売買され汚職の組織化がすすむことも指摘している。章末では、構造的汚職に対する政策提言として、受益者への情報の普及と同時に中央政府または村落民を組織的に地方行政に介入させ監督を行なうべきであることを論じる。

第9章では、著者は、非公式な契約は内生的に形成されているので直接的な政策介入は難しいが非公式な社会的諸制度を政策的に誘導することは可能であるという立場から、非公式財産権の理論の政策的含意を検討している。著者はこれまでの低開発諸国における経済政策の方向を社会主義モデルと基本的必要戦略に分類する。前者

は、絶対的貧困問題に対する有効な処方箋とはなるが、行政機構の非効率性が生むその社会的損失は大きい。他方、後者の特徴は、非公式な社会的諸制度に直接的な介入をせず低所得者層へ基本的財貨・サービスの提供を行なう点にある。そこでは社会主義モデルのような非効率性は生じないが、行政当局による収奪が行なわれたり、垂直的関係の非公式な契約によって意図せざる逆進的な再分配がしばしば生じ、実効性に乏しいものとなっている。そこで、著者はこれらの政策の短所を補うべく、地方末端レベルでの集会やマス・メディアをとおしての開発政策に関する詳しい情報の普及（情報の対称性の確保）という条件の下で、2つの政策に言及する。すなわち、(1)技術開発やマーケティングの研究による低所得者層保有資産の所得稼得能力の向上と、(2)既存の非公式な社会的行動諸関係がもつ外部性の経済成長促進のための利用である。

V

本書は、経済主体間の非公式な契約の理論を展開し、低開発経済に貫徹する特殊個別的な論理をあきらかにしている。すなわち、この理論によって、低開発諸国の農村、都市のほとんどの経済事象が統一的に説明し得ることになる。本書のように低開発諸国の多岐にわたる経済部門をカバーするような分析枠組を提示した独創的研究は決して多くはない。この意味で、本書のもつ学問上の意義は大きいものがあると評者は考える。しかし、評者なりに抱いた疑問点も若干ではあるが存在する。

まず、いくつかの政策提言とそれに関わる非公式な契約に対する著者の評価である。非公式な契約を「社会的資産」として保護するという前提が、著者の主張の基底に一貫している(125ページ)のだが、その論拠が説得的に議論されているとはいいがたい。こうした著者の認識は、本書全体から、「次善の議論」(second best argument)にもとづくものであると解釈することはできても、この点に関する明示的な言及はない。また、非公式な契約にかわる代替的なシステムの可能性の検討について十分な議論が展開されているとはいえない。

以下、著者の個々の政策提言について評者なりのコメントを述べたい。都市インフォーマル部門(第5章)については、少なくとも、著者の労働市場に関する事実判断(66~68ページ)と評者のそれとの間には大きな隔たりはない。しかし、評者は、パトロン=クライアント関係がしばしば都市インフォーマル部門の非効率性を規定

し、その拡大要因となると考える点で、著者の認識とは大きく異なる(注3)。こうした社会的諸関係をむしろ消滅させ労働市場の効率性を高めることが、低所得者層をターゲットとした経済政策の課題となる可能性はないのであろうか。たとえば、基本的必要戦略によって都市インフォーマル部門就業者の所得が増加すれば、パトロンに対する依存度は低下し買手独占的な都市インフォーマル労働市場における売手としての彼らの交渉力が強まることになる。農村における工業の振興という政策提言はそれなりに説得的であってはみても(注4)、都市インフォーマル部門における非公式な契約の役割とその評価に関して、さらに詳しく検討する必要があるように思われる(69~71ページ)。したがって、同じ理由から都市インフォーマル部門に内在する貧困の悪循環の議論(68ページ)にも評者は違和感を感じる。しかも、第7章の議論にしたがえば、都市インフォーマル部門の社会的行動諸関係という資産を保有していない場合は、貧農は農村居住を愛好することになる(98~99ページ)。第5章と第7章の議論の間には論理的な矛盾が生じることになるのではないだろうか。また、第8章において著者は腐敗監視のための政策提言の1つとして、村落住民組織や中央政府の役割に言及する(115~116ページ)が、楽観的にすぎるのではないかと疑問が残る。垂直的な契約関係が支配的であるような所与の状況下においては、この種の監視機関にも腐敗が波及する可能性を否定することはできないように思われるからである。

つぎに、評者は第7章におけるハリス=トドロ・モデルの解釈にも、細かい点ではあるが、疑問をもった(注5)。著者はこのモデルにおけるトレード・オフを右下がりの直線(第2図)として説明する(99ページ)。しかし、このモデルにおいては、競争水準を上回る最低賃金率規制のもとで、各期ごとに都市フォーマル部門企業の利潤最大化によって雇用量が決定される(注6)。契約が各期ごとに行なわれれば、非公式な資産の保有者(高学歴者)ではあっても、失業(ないしは都市インフォーマル部門就業)の危険性が都市フォーマル部門労働者に存在することになる。トレード・オフ関係は第1図(ないしは第3図)に示されるものとなり得るのである。著者のハリス=トドロ・モデルに対する解釈について、より詳細な説明が必要であったように思われる(注7)。

さらに、博引旁証にして明晰な理論分析を行なっている本書には望蜀の嘆の類となるであろうが、著者自らも実態調査を実施しているのであるから、その一次資料にもとづく分析に言及があってもよかったように思われ

る。低開発諸国のインフォーマル部門のモノグラフの蓄積は、今後の発展経済学の理論的發展にも不可欠であると考えられるからである。

最後に、本書の構成について述べると、分析概念の定義の整理や同一事例の複数個所の扱い方には工夫がほしいように思われる。また、表現や内容の不必要と思われる重複も散見され、節番号がないことも手伝って、本書は読みづらいものとなってしまっている感がある。斬新な視点と内容をもつ研究だけに構成にいま少しの配慮があればと惜しまれる。

以上、浅学菲才の身を顧みず若干の疑問点を指摘したが、本節冒頭において述べたように、本書は類書との比較において水準の高い低開発経済論である。低開発諸国の経済問題に関心をよせる研究者に広く読まれるべき著作であることを記して本稿の結びとしたい。

(注1) Coase, Ronald, "The Problem of Social Cost," *Journal of Law and Economics*, 第3巻第1号, 1960年10月, 1~44ページ。

(注2) Williamson, Oliver E., "Transactions Cost Economics: The Governance of Contractual Relations," *Journal of Law and Economics*, 第22巻第2号, 1979年10月, 233~262ページ。

(注3) 以下に言及する評者の議論の詳細については、中西徹「フィリピンにおける都市非公式部門」(I)(II) (『アジア経済』第29巻第1号 1988年1月17~33ページ, 第29巻第2号 1988年2月 48~62ページ) / 同「フィリピンにおける都市インフォーマル・セクター」博士論文 東京大学経済学部 1988年 / 同「フィリピンにおける農村都市間人口移動と都市インフォーマル部門の形成」(『アジア研究』1989年近刊) を参照。

(注4) この提言に内在する論理はバグワッティ=スリニバサンの農村と都市に対する補助金による間接的な労働移動抑制の議論に対応している (Bhagwati,

J. N.; T. N. Srinivasan, "On Reanalyzing the Harris-Todaro Model: Policy Rankings in the Case of Sector-Specific Sticky Wages," *American Economic Review*, 第64巻第3号, 1974年6月, 502~508ページ)。

(注5) もっとも、評者は、ハリス=トダロ・モデルが富農の農村都市間労働移動意思決定のみに当てはまるとする著者の議論には、ほぼ全面的に同意する。評者が行なったフィリピンにおける農村、都市における農村都市間労働移動調査においても、この指摘は支持される。土地なし農業労働者をはじめとする貧農は都市経済部門に関する情報を有しており、都市インフォーマル部門ではなく都市インフォーマル部門の就業を目的とした農村都市間労働移動が生じていると考えられるのである。

(注6) Harris, J. R.; M. P. Todaro, "Migration, Unemployment and Development: A Two-Sector Analysis," *American Economic Review*, 第60巻第1号, 1970年3月, 126~142ページ。

(注7) 参考文献として挙げられてはいないが、都市インフォーマル部門における契約の安定性に言及したものには、たとえば、Piñera, S.; M. Selowsky, "The Opportunity Cost of Labor and the Returns to Education under Unemployment and Labor Market Segmentation," *Quarterly Journal of Economics*, 第92巻第3号, 1978年8月, 469~488ページがある。このモデルの場合には、著者の主張は当てはまるものと考えられる。

(国際基督教大学社会科学研究所)

〔付記〕 本稿の執筆にあたり、F・E・マキト氏 (Ferdinand E. Maquito: Center for Research and Communication・東京大学経済学部研究生) との討論で多くの示唆を受けた。記して感謝したい。